

各 位

外国送金お受け取り時の情報提供のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」）は、国際的な重要課題として厳格な対応を要請されており、日本国内においても金融庁および金融機関は金融サービスを悪用するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策に取り組んでいます。

このような状況から、当行は、外国送金お受け取りの際に、外国為替関連法令や各国の経済制裁関連法令等の規制に該当しないことを確認するために、以下に記載した資料のご提出や質問へのご回答、過去にご確認させて頂いたお客さま情報の再確認をお願いしております。

お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

| ご提出をお願いする資料の例 | | |
|---------------|-----------------|--|
| 外国送金 | 貿易取引 | 輸出許可通知書、船荷証券（BILL OF LADING）や AIR WAYBILL、請求書（INVOICE）、 原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN） その他貿易取引の内容が確認できる資料 |
| お受け取り理由の確認 | ローン・借入金 | 貸借契約書や融資契約書、契約の相手方に関する資料等 |
| | 学費、生活費、仕送り | 入学（在学）、金額を確認できる資料 戸籍謄本や各国公的機関発行の公証書等、送金人との関係が確認できる資料 |
| | 旅行代金、宿泊費等 | 請求書（INVOICE） 旅行・宿泊等の行程を確認できる資料 |
| | 不動産売却資金 | 売買契約書、契約の相手方に関する資料等 |
| | 投資資金 | 投資に関する契約書や投資申込資料等 |
| | ご自身の海外口座からの資金移動 | 海外口座の口座名義、通貨、口座番号を確認できる資料、送金の元となる資金の出所を確認できる資料等 |

<ご注意>

- ・お取引内容の確認状況によっては、お手続きにお時間を要する場合がございます。
- ・資料をご提出いただいても、お取引内容によっては、追加の資料の提出をお願いする場合や、送金元の金融機関へ資金返還させて頂く場合がございます。

以上